

ホームページの制作と公開に関するガイドライン

瑞浪市立日吉中学校

(趣旨)

- 1 このガイドラインは、瑞浪市立日吉中学校のホームページを利用した教育活動の有効・円滑な運用を目的として、Web上で配信される電子データを制作・公開する際の手続きなどを定めるものとする。

(ホームページ公開の目的)

- 2 今後の情報化社会や国際社会において必要な能力を児童に養成したり、本校の特色や教育活動についてWeb上で広く一般に紹介したりすることを目的として、ホームページを公開する。
 - (1) 本校生徒の活動を保護者並びに地域に公開し、開かれた学校を実現するために活用する。
 - (2) 教育活動の資産の蓄積のため。
 - (3) 生徒に個人情報や著作権を守ることの大切さを学ばせるとともに、情報管理能力の基礎を育成する。
 - (4) 研究会案内や広報等、情報公開の手段の一つとして利用する。

(管理者)

- 3 公開するホームページは、校長がその運営・管理にあたる。

(ホームページの制作)

- 4 本校のホームページは、日吉中学校の教職員が制作にあたる。

(個人情報の保護)

- 5 本校の生徒・教職員等の個人に関する情報をみだりに発信してはならない。
 - (1) 氏名は、原則として公表をしない。
 - (2) 生徒の写真を使う場合は、集合写真、背面とするなど個人が特定できないよう配慮する。特に顔立ちのはっきりとわかる写真、名札が写っている写真は掲載しない。
 - (3) 住所、電話番号、生年月日、その他の個人に関する情報は掲載しないものとする。
 - (4) 生徒本人または保護者から発信内容の訂正や取り消し等の要請を受けた場合、校長は適切かつ速やかに対処しなければならない。

(ホームページの公開)

- 6 本校のホームページ公開は校長の指示により、運用担当者がこれを行う。
 - (1) 本ガイドラインにある目的からはずれたページは登録を禁止する。
 - (2) 本ガイドラインにある目的からはずれたリンクをはることを禁止する。

(掲載内容に対する責任)

(日常の管理)

- 7 日常の管理は各ページの担当者と運用担当者が行う。

(1) 本ガイドラインに沿わない公開データを発見した場合、発見者は直ちに校長に伝えなければならない。

(2) 校長は、公開の停止や当該データの訂正等、適切な処置を運用担当者に指示する。

(禁止事項)

8 教育LANの健全な活用を行うため次の行為をしてはならない。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 企業や商品などの営利を目的とする宣伝行為

(3) 特定の政治・宗教活動に関する行為

(4) 学校の品位を傷つける行為

(5) 虚偽の情報を発信する行為

(6) 他人の名誉を傷つけたり誹謗中傷したりする行為

(7) ネットワークの正常な運用を妨害する行為

(8) その他法令及び規程等に違反する行為

(公開の継続)

9 公開の継続期間は、そのページの公開の目的が終了するまでとする。

(ガイドラインの明示)

10 本ガイドラインは、学校ホームページ上に明示する。

(1) 本ガイドラインは、毎年、年度当初の職員会議において周知徹底に努める。

(2) 修正の必要が生じた場合は、ただちにガイドラインの修正を行い、修正後は全職員への周知徹底を図る

平成21年 4月制定